

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

国東市は、平成18年3月31日に東国東郡（姫島村を除く）の国見町、国東町、武蔵町、安岐町の4町が合併して誕生しました。この4町の人口は、1950年の約6万5千人がピークで、その後、高度経済成長期には、大都市圏への労働力流出により減少しました。

1982年の大分キャノン株式会社、1984年のソニーセミコンダクタ株式会社大分テクノロジーセンターを始めとする先端技術産業の企業誘致が進み、減少も緩和されたものの、その後は止まらぬ人口減少が継続しており、2020年現在で2万6千人程度となりました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後人口減少がさらに加速し、2035年には、2万人を割り、2060年には8千6百人程度になると予測されています。国東市の人口減少の特徴は、若者の人口が大きく減少することにあります。とりわけ、若年層の女性の人口の減少率が継続して高い傾向にあります。

さらに、人口の減少に伴い、就業人口についても減少傾向にあり、1980年に21,816人あった就業人口は2015年には13,449人まで減少しています。これは、人口減少率29.27%であるのに対して、就業人口の減少率は38.35%となっており、就業年齢層の人口が加速度的に減少していることを示しています。

このような中、2003年度から2012年度までの10年間の経済活動別総生産額を見ると第一次産業が5.1%、第二次産業が37.4%で、その内「製造業」が29.9%を占めており、第三次産業が58.7%となっています。特に製造業については、1984年の県北国東地域テクノポリス構想に基づき、大分空港が立地するメリットを生かした先端技術産業の集積を進め、地域経済の活性化に大きく貢献してきました。

しかしながら、国東市においてはこれまで、既存企業の育成や企業誘致に努めきたものの、長期にわたる景気の低迷や国際間競争の激化等を背景に、製造品出荷額は2004年をピークに減少傾向にあり、2007年に上昇に転じましたが、2008年9月リーマンショックによる世界同時不況の影響を受けて翌年から下降気味に推移し、既存企業で製造業の中小企業では設備の更新が進まず、所有している設備は老朽化しています。

さらに、新型コロナウイルスの影響によりあらゆる経済活動が大打撃を受けており、事業存続のため、資金繰りの強化、新規事業や販路の開拓、雇用の確保が新たな課題となっています。

## (2) 目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）を向上させ、経済の発展をめざす。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取組を促すため、導入を促進する本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

対象地域については、本市における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象区域は、市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本市の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。また、生産性向上に向けた事業者の取組は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- (2) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- (3) 申請時において市税及び税外収入金の滞納があるものについては、同認定の対象としない。
- (4) 太陽光発電設備は雇用の創出及び安定を図る等の観点から、自己の工場や事務所等建築物の屋上に設置するもので、全量売電を目的とせず、その発電電力を直接生産等に供するものに限り対象とする。